

欧州租税回避防止指令 (ATAD 3 : EU Shell Entities Directive) に関する動向

Meijburg & Co (KPMGオランダ) パートナー Cees van der Helm
Meijburg & Co (KPMGオランダ) GJPシニアマネージャー 宮本 健一

1. はじめに

2021年12月22日、欧州委員会は、法人所在地における実体が乏しい法人を利用した租税回避の防止を目的とした欧州指令案を公表した(既に2019年に導入されている欧州租税回避防止指令 (Anti-Tax Avoidance Directive, ATAD), 及び2020年の租税回避防止指令 (ATAD 2) に続くものとして、ATAD 3として表現されている)。

今回の欧州租税回避防止指令案 (ATAD 3, 本指令案) は、2021年5月18日に発表された「21世紀における法人課税 (Business Taxation for the 21st century)」と題して、EU委員会が公表した欧州における税務政策及び計画の実施に関する見解を取り纏めた文書に基づき議論が進められたものである。本議論の中で、EUでのポストコロナにおける経済復興、クロスボーダー投資への障害の除去、公平かつ持続可能な成長に寄与する投資環境を創出することを支援するために、強固で効率的かつ公平な法人課税のフレームワークが計画された。長期的な視点から、EUは管理運営上の負担を軽減し、税務上の障害を取り除き、単一市場における健全かつ事業活動に適した環境を育成することを目指したものである。

本指令案は、必要最低限の実体を有していない法人を識別するための特徴 (本指令案において「ゲートウェイ」として表現される基準) を

3つの観点から整理し、当該ゲートウェイ全てに該当し、カーブアウト又は一定の免除規定を利用することが認められない法人については、租税回避リスクの高い法人 (ハイリスクエンティティ) と見做し、当該法人が行う年次の法人税申告手続きと同時に、その実体を税務当局に対して報告することを義務付けている。加えて、ハイリスクエンティティが本指令案において定められている実体基準のいずれか一つを充足しない場合、当該法人はシェルエンティティ (Shell entity) と推定されることとなる。シェルエンティティは、推定されたことについて合理的に反証し得ない限り、欧州指令及び租税条約の適用による様々な税務上の恩典が認められないこととなる。また、本指令案に基づき各EU加盟国の税務当局へ報告された情報は、一定の期間内で自動情報交換手続きにより、他のEU加盟国と共有されることとなり、その結果、他のEU加盟国の税務当局による税務調査実施の端緒になり得る。

日系多国籍企業グループにおける欧州子会社においても、本指令案により、税務上の不利益が生じ得る可能性があると考えられるため、本稿においては、本指令案の概要及び今後の動向、並びにオランダ子会社を前提にした対応方法についての見解を整理している。なお、以下に記載する見解については筆者の私見である旨、予めご了承ください。

2. 欧州租税回避防止指令 (ATAD 3) の導入スケジュール

本稿執筆時において、欧州租税回避防止指令案は欧州委員会において未だ検討中のステータスであり、以下の手続きを経て、2024年1月1日より有効となる見込みである。

- 1) 2022年3月15日まで：欧州委員会におけるコンサルテーション
- 2) EU加盟国の全会一致に基づく本指令のEU理事会による承認（現時点において具体的な時期は明示されていない）
- 3) EU理事会での承認後、EUオフィシャルジャーナルにて本指令が公表、その20日後に有効となる。
- 4) 2023年6月30日まで：各EU加盟国による国内法への導入
- 5) 2024年1月1日以降：EU加盟国による本指令に基づく国内法の効力発生日及び適用対象法人による法人税申告に合わせた実体報告手続きの開始

なお、オランダにおいては、2022年9月公表予定の2023年税制改正案もしくは別途の個別法案において本指令に基づく国内法上の改正が盛り込まれる予定であり、現在公表されているスケジュールに基づく、2024年1月1日より本指令案に関する取扱いを導入する予定である。

3. 欧州租税回避防止指令案 (ATAD 3) の概要

本指令案においては、適用対象法人の判定から税務当局間との自動情報交換手続きに至るまでのプロセスについて、以下の7つのステップに区分し、説明されている。

(1) ステップ1：法人がその経済的実体を報告すべき対象か否かの判定（ハイリスクエンティティに該当するか否かの判定）

まず、経済的実体を有しない法人を判定するにあたり、以下の3つのゲートウェイテストが用いられる。なお、本指令案の適用対象は、EU加盟国内に所在する事業体が対象となり、設立された事業体の法律上の形態や規模は問わない。

● 収入種類に係る基準

(Relevant Income Test)

対象年度の前2事業年度における収入合計額の75%超が以下に記載する受動的収入 (Passive income) に該当するか否かを判定する。なお、前2事業年度それぞれで75%超か否かの判定が行われる。

- i. 金融資産から生じる利息
- ii. 知的財産 (Intellectual Property) の使用料
- iii. 配当及び株式譲渡収入
- iv. リース収入
- v. 不動産から生じる賃料等（当該法人の保有資産の75%超が受動的収入を生み出す特定資産で構成されているものを含む）
- vi. 個人所有の動産（100万ユーロ超の価値）から生じる収入（当該法人の保有資産の75%超が受動的収入を生み出す特定資産で構成されているものを含む）
- vii. 保険、銀行業及びその他金融活動から生じる収入
- viii. 関連会社へ委託されたサービスに係る収入

● クロスボーダー取引の割合に係る基準

(Cross-Border Activity Test)

当該法人の受動的収入の少なくとも60%がクロスボーダー取引により生じているか否かを

判定する。なお、当該法人の受動的収入は国内取引より生じるものであったとしても、当該収入に係る費用が国外に所在する相手方に支払われる場合、国内取引により稼得された収入についてもクロスボーダー取引により生じたものとして取り扱われる。

● 管理業務及び経營業務のアウトソースに関する基準 (Outsourced Administration and Management Test)

前2事業年度において当該法人の日々の管理業務及び経營業務が外部（グループ会社を含む）へ委託されているか否かを判定する。

上記3つのゲートウェイテスト全てに該当する法人は、以下のステップ2に従ってその経済的実体を当該法人の所在地国の税務当局に対して報告する義務が生じる。一方で、これら3つのゲートウェイテストのいずれか一つでも該当しない法人については、リスクが低いものと見なされ、報告義務を課さないとされている。

なお、本指令案は以下に定める法人を適用対象外とする免除規定（カーブアウト規定）を設けており、これらに該当する法人は、ゲートウェイテストに基づく判定を実施する必要はない。

- 一定の株式市場において株式を上場している場合
- 特定の規制対象となる金融機関の場合
- 事業会社の株式保有を主たる事業とする会社で、当該会社の株主等の受益者が同一のEU加盟国に所在する場合
- 持株会社のうち、当該持株会社の株主又は最終親会社が当該持株会社と同一のEU加盟国内に所在する場合
- 少なくとも5名上の常勤従業員が受動的収入を稼得するために専属的に業務遂行を行っている場合

(2) ステップ2：経済的実体に関する報告

ステップ1に基づく報告義務を有する法人は、年次の法人税申告の際に、以下の実体基準に関する特定の情報（実質的な経済活動を行う法人において一般的に具備されるであろう3つの客観的要素に焦点を当てている）を含めて、税務当局へ提出する義務を負う。

- ① 当該法人が居住するEU加盟国内において所有する施設、又は当該法人が独占的に使用可能な施設が存在すること
- ② 当該法人がEU加盟国内で有効な銀行口座を保有すること
- ③ 当該法人が居住地とするEU加盟国において経済的関連性 (An adequate nexus) を有すること（具体的には、以下のいずれかの要件を充足すること）

i. 役員に関する要件

当該法人の1名以上の役員が、以下の状況にあること

- 当該法人が所在するEU加盟国の居住者であること、又は当該役員が職務遂行するに際し不都合が生じない範囲内で、必要以上に離れた場所でない当該加盟国以外の国に居住していること
- 当該役員が当該法人の受動的収入を稼得するための活動について意思決定をする資格及び権利を有していること
- 当該役員が能動的かつ独立して意思決定権を行使することができること
- 当該役員が非関連者に雇用されていないこと

ii. 常勤従業員に関する要件

当該法人の常勤従業員の過半数が、当該法人が所在するEU加盟国内（又は相当の範囲内のEU加盟国以外の国）の居住者であり、かつ、当該常勤従業

解 説

員が当該法人の受動的収入を稼得するための活動を行うのに相応の能力を有すること

また、上記の報告に際し、税務当局が報告事項を検証し、税務調査が必要か否かを判断できるように、以下の補足資料書類の提出が求められる。

- 施設の住所及び種類
- 総売上高の種類及びその金額
- 事業経費の種類及びその金額
- 受動的収入を稼得するために実施される事業活動の種類
- 取締役の数、資格、授權状況、及び税務上の居住地、又は受動的収入を稼得するための事業活動を実施する常勤従業員の数、資格及び税務上の居住地
- 外部委託した事業活動の内容
- 銀行口座番号、銀行口座へのアクセス及び支払指示等の権限、銀行口座の利用実績を示す証拠書類

(3) ステップ3：シェルエンティティ（最低限の経済的実体を有さない法人）の推定

当該法人より提出された資料に基づき、税務当局において経済的実体の有無について評価を実施する。全てのゲートウェイテストに該当する法人（ハイリスクエンティティ）について、ステップ2における実体基準に関する証拠資料を提出したものの、当該資料よりステップ2における3つの実体基準のうち1つでも充足しないことが判明した場合、本指令案に基づくシェルエンティティ、すなわち十分な実体を有さず、当該法人が税務目的のために濫用されているものと推定される。

一方で、全てのゲートウェイテストに該当し（ハイリスクエンティティ）、ステップ2における実体基準に関する証拠資料に基づき、最低限

の実体基準を充足する旨の申告を裏付けることが可能な法人は、税務上の実体を有するものと推定される。ただし、実体を有するものと推定される場合であったとしても、税務当局が、提出された証拠資料における情報について十分な確認を取ることができないため、当該法人は本指令案の適用上、シェルエンティティに該当する、又は当該法人が各EU加盟国における国内法の適用上、シェルエンティティに該当する、又は当該法人は受領する収入の最終受益者に該当しない、との結論を行うことを妨げるものではないとしている。税務当局において、このような判断が行われた場合、当該法人は反証規定（ステップ4）、又は租税負担軽減の意図が無い場合における免除規定（ステップ5）に基づき、対応する必要がある。

(4) ステップ4：反証規定

ステップ3においてシェルエンティティに該当すると推定された場合、当該法人は具体的な事実関係及び状況に基づき、この推定に対して異議を申し立てることが可能である。当該推定に異議を申し立てる場合、対象となる法人は、自己の施設又は銀行口座を保有せず、取締役又は従業員がいない状況において当該法人を設立し、事業活動を継続することについての合理的な事業上の理由（税務上の理由を除く）を含む、申立に関する証拠資料を提出しなければならない。提供される証拠資料には、当該法人が居住するEU加盟国における経済的関連性（Nexus）を税務当局において検証するにあたり必要となる情報が含まれる（すなわち、受動的収入を稼得するための活動に関する最も重要な意思決定が、当該EU加盟国において実施されたことを検証することが必要になる）。

提供された追加資料は、当該法人が居住するEU加盟国の税務当局によって検証される。税務当局が、当該法人は本指令に基づくシェルエンティティに該当しないとした場合、対象年度

において反証規定が適用されることとなる（ステップ6に記載する税務上の影響は生じないこととなる）。事実関係及び関連する法令に変更が無い限り、反証規定の効力は対象年度に加えて5年間延長することが可能である。合計6年間が経過した後、シェルエンティティの推定に異議を唱える者は、上記反証手続きを改めて実施する必要がある。

(5) ステップ5：租税負担軽減の意図が無い場合における免除規定

ステップ1のゲートウェイテストに該当し、ステップ2の最低限の実体基準を充足しない法人であったとしても、当該法人が存在することにより、当該法人が属する企業グループ全体又は最終受益者の租税負担の軽減につながるものではないことを当該法人が証明できる場合、本指令案の適用が免除されることとなる。当該法人は、当該法人の有無に関わらずグループ全体又はその最終受益者の租税負担額が減少しないことを税務当局が確認するための資料を提出しなければならない。税務当局が、租税負担の軽減を引き起こすものではないとした場合、対象年度において免除規定が適用されることとなり、反証規定の適用の際と同じく、事実関係及び関連する法令に変更が無い限り、免除規定の効力は対象年度に加えて5年間延長することが可能である。

(6) ステップ6：本指令案の適用の効果

シェルエンティティと推定され、当該推定に反証できない場合、シェルエンティティにおいては、親子会社間配当指令、関連会社間利息/使用料支払指令、及び租税条約の適用による様々な税制上の優遇措置が適用できない。すなわち、シェルエンティティが取引に介在する場合、あたかも当該シェルエンティティが存在し

ていないかのように（支払者とシェルエンティティの株主との間で）各指令及び租税条約を適用する必要がある。当該シェルエンティティが居住者となるEU加盟国における税務当局は、当該シェルエンティティに対して居住者証明書を発行しない、又は当該シェルエンティティが関連する指令及び租税条約の適用による恩典を享受する資格がないことを明らかにした上で居住者証明書を発行することとなる。なお、この点について、シェルエンティティが居住するEU加盟国の判断において、引き続き当該シェルエンティティを税務目的上の居住者と判断することを妨げるものではない。

本指令案において、「シェルエンティティに対して支払が行われる場合で、支払者がEU加盟国の場合、又は第三国の居住者である場合」、「シェルエンティティが支払を行う場合で、受領者がEU加盟国の場合、又は第三国の居住者である場合」など、様々なシナリオにおいて税制上の優遇措置がどのように不適用となるかを説明している。

例えば、仮に所得の源泉地国がEU加盟国であり、シェルエンティティを介して当該所得が第三国の居住者に支払われる場合、源泉地国はシェルエンティティへの支払について第三国と所得源泉地国との間で締結されている租税条約に準拠して、あるいは租税条約が無い場合であれば、所得源泉地国の国内法に準拠して、シェルエンティティへの支払に対して課税する必要がある。また、仮に所得源泉地国が第三国であり、シェルエンティティを介して当該所得がEU加盟国の居住者に支払われる場合、シェルエンティティから受領した収入については、当該EU加盟国に所在する者が直接第三国の支払者から受領したものとして課税、即ち所得源泉地国と株主の居住するEU加盟国との間の租税条約に基づく源泉所得税額の減免が適用されることとなる。

解説

(7) ステップ7：自動情報交換手続きによる情報共有

ステップ2に基づき収集された情報は、税務当局が情報を収受した後30日以内（法人税申告書を受領してから30日以内、又は税務当局が反証規定又は免除規定に同意した後30日以内）にセントラルデータベースを利用して各EU加盟国間で自動的に情報交換が行われる。なお、本自動情報交換を実施可能とするために、本指令案において、管理運営に関する協力要請に係る指令（The Directive on Administrative Cooperation）も併せて修正される。

(8) その他（罰則）

原則として、本指令案においては、本指令が順守されない場合、法令順守を促すにあたり効果的なペナルティを賦課することを各EU加盟国の判断に委ねており、EU加盟国は、対象法人の売上高の少なくとも5%をペナルティとして賦課することとしている。また、EU加盟国は、例えば報告義務を有する法人数、実際に報告義務を履行した法人数、ペナルティが賦課された法人数等の一連のデータを欧州委員会に毎年報告しなければならないこととされている。

4. 日系多国籍企業グループに与える影響等**(1) 予想される日系多国籍企業グループのオランダ子会社への影響****● 本指令案の適用対象となり得る法人の特徴**

オランダは、日系多国籍企業が欧州及び周辺領域のグループ子会社を管理し、又は、欧州及びその他の国における事業投資を実施するための中間持株会社を設立するために利用されるケースが多く、この背景には、様々な要素が考えられるが、例えば、オランダ会社法に基づき

比較的スムーズに法人（非公開会社であるB.V.）を設立できること、社会インフラが十分に整備されており、英語を共通言語として事業活動を実施することが可能であることといった理由が考えられる。

このような背景を踏まえ、経済的実体を有する多くの中間持株会社/投資目的の会社が存在する一方、中にはオランダ法人の事業に係る意思決定権を有するオランダ居住の役員が不在であったり（もしくはトラストカンパニーから派遣された役員のみであったり）、オランダ法人における事務管理運営業務を、オランダにおいてよく利用されているトラストカンパニー若しくは他のグループ会社に委託をしているケースが見受けられるところである。これらの法人は、本指令案に定めるゲートウェイに該当し、実体基準のいずれかを満たさない可能性が高いと考えられる。

● 日系多国籍企業グループのオランダ子会社における税務上の影響

シェルエンティティへの影響については、上記「3. 欧州租税回避防止指令案（ATAD 3）の概要」のステップ6及びステップ7に記載したが、とりわけ日系多国籍企業グループのオランダ子会社に生じる影響として考慮すべき点は、EU加盟国の各税務当局がシェルエンティティに対して、居住者証明書（Certificate of residence）を発行しない点（もしくは租税条約及び欧州指令が適用されない旨を付記した居住者証明書のみが発行される点）と考える。一般的に居住者証明書に基づく租税条約の適用申請が必要となることを踏まえると、居住者証明書不発行の結果、シェルエンティティは源泉所得税の課税対象となる支払（配当、利子、ロイヤルティ）について、租税条約に基づく税率の減免が認められず、源泉所得税の課税対象となる支払を行う者の所在国における国内法に定める源泉税率に従って処理が行われることになり、本指令案の導入の結果、シェルエンティティに

において源泉所得税負担が増加することとなる。オランダにおいて本指令案が導入された場合の帰結例としては、シェルエンティティの株式を保有するオランダ法人において、当該シェルエンティティからの配当について資本参加免税制度の適用が認められない可能性がある。ただし、オランダにおいて本指令案がどのように導入されるか、また、導入にあたり現状の資本参加免税制度の取り扱いにおいてどのような影響を与えるかについては、現状明らかとなっていない。この点については引き続き、注視していく必要がある。

● 本指令案への対応方法

例えば、上記「3. 欧州租税回避防止指令案(ATAD 3)の概要」のステップ1で記載しているゲートウェイの一つである「管理業務及び経營業務のアウトソースに関する基準」は、シェルエンティティに該当する年の前2事業年度の実体に基づき判断される。仮に本指令案が予定通りに2024年1月1日から有効となった場合、本ゲートウェイの判定は、2022年及び2023年の状況に基づき判定することになると思われるが、現時点において判定基準となる事業年度をどのように取り扱うかについては明らかにされていない。取り扱いが明確ではない点を踏まえたとしても、例えば管理業務をアウトソースするのではなく法人内でリソースを確保

し対応する、又は各企業グループにおいてそれぞれの事業上の事情が当然にあると予想されるものの、適切な意思決定権を有するオランダ居住の役員を配置するといったゲートウェイテストへの対策を予め実施することが賢明であると思われる。

(2) おわりに

本指令案は、特に日系多国籍企業グループが欧州域内に有している、投資目的で設立された中間持株会社に対して、欧州域内及び欧州域外からの配当等の収入に係る源泉所得税への影響が懸念される。本指令案の内容については、ゲートウェイテスト、実体基準の判定等にあたり解釈の余地がある部分も残されており、また、今後の導入手続きについてEU加盟国において全会一致が必要となることから、今後の議論の中で修正が加えられる可能性も依然として残されているものの、現行の指令案通りに承認され、2024年1月1日より有効となる見通しである。

本指令案の導入に関して引き続きその動向に注視しつつ、実際の欧州域内に所在する日系多国籍企業グループの子会社への影響を分析し、効力発生までの期間において必要に応じて対策を行うことが肝要である。